

# 告 示

埼玉県告示第七百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年五月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

日本ファイルコン若狭南ビル

埼玉県所沢市若狭一丁目二千六百十七番地一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

（一）該当店舗に面している道路は所沢市立若狭小学校及び所沢市立狭山ヶ丘中学校の通学路として利用しておりますので、車両の出入りの際は、通学児童生徒の安全に御配慮していただきますようお願いいたします。

（二）駐車場利用時間帯の変更により通行環境に変化が見込まれますので、駐車場および搬入車両出入口付近での出入庫時の安全性に配慮してください。

## 二 縦覧期間

平成二十六年五月二十三日から平成二十六年六月二十三日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター